



令和5年9月1日

保護者様

事務局

家計急変世帯の授業料軽減・奨学給付金申請について

標題につきまして、愛知県私立学校授業料軽減補助金・奨学給付金の家計急変世帯（下記に詳細記載）に該当する場合は、**事務局**までご連絡ください。その後、該当書類等をお渡しいたします。

補助金種別	授業料軽減補助金	奨学給付金
対象者	令和5年7月1日以降、年度途中で失職、倒産等（長期療養・り災・転退職・新型コロナウイルス感染症の影響）の家計急変により、授業料の納付が困難となった方で一定の所得基準に該当する方	令和5年7月1日に就学支援金等を受ける権利があり、保護者等が失職、倒産その他特別な事情により家計が急変した方 令和4年1月1日以降に家計急変が発生した場合に申請することができます。
対象となる事由	転退職 （保護者等が転退職し、著しく収入減になると認められる場合） ① 退職を証明する書類 ・雇用保険受給資格者証	転退職（非自発的失業に限る） ① 退職を証明する書類（以下のいずれか） ・雇用保険受給資格者証 ・雇用保険被保険者離職票 ・退職証明書及び事情書
	長期療養 （保護者等が離職または休職を伴う入院または通院などを要する疾病のため著しく収入減となると認められる場合） ① 医師の診断書の写し ② 離職があったことを証明する書類、または、休職があったことを証明する書類	破産・廃業（不法行為に起因する経営悪化に寄らない場合に限る） ① 以下のいずれか ・廃業等届出 ・破産手続き開始決定通知書等
	り災 （火災、風水害、地震等により家屋の半焼、半壊、流出等の被害を受け、就労が困難になり、著しく収入減になると認められる場合） ① り災証明書（市町村又は消防署の発行するもの）	負傷、疾病による休職・休業 ① 以下のいずれか ・医師による診断書 ・休職又は休業中であることを証明する書類
	新型コロナウイルス （以下の㉗～㉙のすべての要件を満たす公的支援を受けており、著しく収入減になると認められる場合） ㉗ 国・地方公共団体またはその他の公的機関等が実施しているもの ㉘ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの ㉙ 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで支援の対象として認めているもの ① 公的支援の受給証明書等→お問い合わせください。	震災、火災、風水害等の被災 ・り災証明書 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少（非自発的失業に該当しない離職・失職・離婚・失踪・事故により収入が減少した場合を除く） →裏面に案内を添付しております。

ご不明な点などございましたら事務局（0564-48-5211）までお問い合わせください。